特　18	労災保険法施行規則 第46条の18第３号への作業	1000分の18
特　19	労災保険法施行規則 第46条の18第２号ロの作業	1000分の３
特　20	労災保険法施行規則 第46条の18第１号イの作業	1000分の９
特　21	労災保険法施行規則 第46条の18第４号の作業	1000分の３
特　22	労災保険法施行規則 第46条の18第５号の作業	1000分の５
特　23	労災保険法施行規則 第46条の18第６号の作業	1000分の３
特　24	労災保険法施行規則 第46条の18第７号の作業	1000分の３
特　25	労災保険法施行規則 第46条の18第８号の作業	1000分の３

特　17	労災保険法施行規則 第46条の18第３号への作業	1000分の18
特　18	労災保険法施行規則 第46条の18第２号ロの作業	1000分の３
特　19	労災保険法施行規則 第46条の18第１号イの作業	1000分の９
特　20	労災保険法施行規則 第46条の18第４号の作業	1000分の３
特　21	労災保険法施行規則 第46条の18第５号の作業	1000分の５
特　22	労災保険法施行規則 第46条の18第６号の作業	1000分の３
特　23	労災保険法施行規則 第46条の18第７号の作業	1000分の３
特　24	労災保険法施行規則 第46条の18第８号の作業	1000分の３

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。